

一般質問の取扱いについて（第3回定例会）

先例における一般質問に関する議会運営委員会の申合せ事項は、下記のとおりです。

記

- 1 種類
代表質問及び個人質問
- 2 質問順序
代表質問、個人質問の順とし、それぞれ通告順とする。
- 3 代表質問
 - (1) 質問時間
全体の質問及び関連質問並びに答弁を含め60分以内とする。
 - (2) 再質問及び関連質問
回数の制限はなし。ただし、質問ごとに質問、答弁を繰り返す。
関連質問は、質問者と同一会派の議員について全体を通じて1人1回とする。
- 4 個人質問
 - (1) 質問時間
質問及び答弁を含め60分以内とする。
 - (2) 再質問及び関連質問
回数の制限はなし。ただし、質問ごとに質問、答弁を繰り返す。
関連質問は認めない。

改正案

一般質問の取扱いについて（第3回定例会）

先例における一般質問に関する議会運営委員会の申合せ事項は、下記のとおりです。

記

- 1 種類
代表質問及び個人質問
- 2 質問順序
代表質問、個人質問の順とし、それぞれ通告順とする。
- 3 代表質問
 - (1) 通告者の質問
 - ア 質問及び答弁を含め60分以内とする。
 - イ 一問一答とし、質問の回数は制限しない。
 - (2) 関連質問
 - ア 通告者と同一会派の議員は、質問及び答弁を含め一人5分以内とする。
 - イ 一問一答とし、質問の回数は制限しない。
- 4 個人質問
 - (1) 通告者の質問
 - ア 質問及び答弁を含め60分以内とする。
 - イ 一問一答とし、質問の回数は制限しない。
 - (2) 関連質問
認めない。